



# ぬまた町 各種助成・制度

令和5年度(2023年4月現在)



# 暮らしに関する取組み

## 1 ヤング世代移住促進家賃助成事業

若者世代を対象に集合型の民間賃貸住宅の家賃を申請から3年間、助成します。

■(契約月額家賃 - 勤務先等からの住宅手当等)から  
25,000円を超える分(上限31,000円)

- ・町外移住者のうち、40歳未満の単身又は夫婦どちらかが40歳未満の世帯
- ・町内外問わず、結婚3年未満で夫婦どちらかが40歳未満の世帯
- ・新たに転勤や転職で職場が町外に移ってもなお、本町の民間賃貸住宅に住み続ける40歳未満の単身又は夫婦どちらかが40歳未満の世帯
- ・月額家賃が25千円以上(住宅手当等の収入控除後)の民間賃貸住宅に入居
- ・賃貸住宅に住所を有した日から3年以上、沼田町に住む意思がある方

## 2 町外通勤者移住支援事業

町外居住で町内企業に勤務している(する)方で3年以上沼田町に住む意思がある場合、転入費用の一部を助成し経済負担を軽減することにより本町への移住定住を促進します。

(1)中学生以下の子どもを養育する子育て世帯 10万円  
(2)上記以外の世帯 5万円

※地域ポイントにて支給

## 3 住んで快適住まいる応援事業 ※詳しくは別紙をご確認ください。

## 4 融雪施設設置助成

雪処理のため融雪施設を設置する方に費用の一部を助成しています。

■個人設置 20万円 / 共同設置(2戸以上) 40万円

## 5 ほろしん温泉町民優待事業

■入浴、食事等共通券等 1人あたり 500円券×10枚

## 6 結婚新生活応援事業

- ・令和5年3月1日～令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ・夫婦の所得の合計が500万円未満
- ・婚姻に伴う新規住宅の取得または賃貸に要する経費、引越費用、リフォーム等費用
- ・住居費と引越費用の合算額を対象とし、1世帯当たり30万円上限に助成

## 7 ディスポーザー設置助成

生ごみの減量化による経費削減のためディスポーザーの普及を推進します。

■一般世帯 25,000円 / 子育て(中学生以下)世帯 50,000円

※設置から10年以上経過し、故障等による再設置も対象となります。

## 8 地域提案型まちづくり事業

町内会や住民組織が主体となって行う地域活動に対し3年間の助成を行います。

- ・1年目…交付対象経費の合計額の10分の9以内(上限20万円)
- ・2年目…交付対象経費の合計額の10分の6以内(上限20万円)
- ・3年目…交付対象経費の合計額の10分の3以内(上限20万円)

# 2 健康維持に関する取組み

## 1 住民健診事業

右記の健診を無料、または安価で受診することができます。

- 若年健診
- 生保特定健診
- 後期高齢者健診
- 子宮がん検診
- 胃がん検診
- 前立腺がん検診
- 乳がん検診
- 大腸がん検診
- 肝炎ウイルス検査
- 肺がん検診・喀痰検査
- エキノコックス検査

## 2 肺ドック検診助成

町立沼田厚生クリニックで「肺ドック」を受ける方(40歳～74歳の方)に平成29年度から費用助成を行っています。

■一人あたり11,000円の内6,000円を助成  
(生活保護・非課税世帯、70歳以上の方は無料)

## 3 脳ドック検診費用助成

医療機関や健診機関で脳ドックを受診された方へ費用助成を行っています。

■助成額

かかった費用の1/2(1円未満切り捨て、上限助成額は2万円)

※健康保険が適用される脳の各種健診費用及びその自己負担金、治療や投薬にかかる費用は対象外とします。

## 9 ライフパートナー探し応援事業

結婚から子育てまで一貫した「切れ目のない支援」を行い、セミナー、本町独自の「出会い創出イベント」の開催、参加者へのアフターフォローを行います。

- ①個人 結婚相談所などへの入会金、登録料、会費、イベント参加料など  
限度額 6万円/人
- ②「出会いの場」を提供する事業を行う団体  
参加する本町民一人当たり5千円を上限に運営を助成。

※開催される1事業について、上記①と②を重複しての助成は行いません。

## 10 U I J ターン新規就業支援事業

東京23区に在住または勤務している方がU I J ターンにより特定企業に就職した際の移住に係る費用の助成を行います。

- ・東京23区に5年以上在住していた方
- ・東京23区以外に在住かつ住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上東京23区へ通勤していた方
- ・移住後の就業先が、北海道が開設するマッチングサイトに掲載されている求人(町外問わず)である
- ・週20時間以上の無期雇用契約により在職していること
- ・移住先並びに就業先において5年以上居住及び勤務する意思があること

世帯:100万円/戸 単身:60万円/戸

## 11 乗合タクシー運行

移動手段を持たない高齢者等のために、乗合タクシーを運行しています。

運行区域: 沼田町内全域(ほろしん温泉発着を除く)

指定停留所: 39か所及び町営バス停留所(ほろしん温泉を除く)

運行時間: 8:00～17:00(9便/日)

利用料金: 町民 100円・町外登録者 200円

## 12 孫ターン奨励事業

祖父母が住んでいる地域に移住を促すことで本町に縁のある孫世代移住の流れを作り出し高齢者の見守り充実と移住定住の促進を図ります。

■対象者: 本町に祖父母が居住する孫世代

■対象要件

- ・世帯主又はその配偶者の父母のいずれも本町に居住していない世帯
- ・世帯主又はその配偶者の祖父母のいずれかが本町に居住している方で、町外から転入された世帯
- ・転入から1年以内の世帯で、転入から5年以上定住する意思がある
- ・同一世帯において交付条件を満たす方が複数いる場合においても1人のみに助成
- ・世帯全員が、公務員ではない など

■助成額

世帯: 100,000円(同居加算: 50,000円)

単身: 50,000円(同居加算: 25,000円)

## 13 シン・再会の塔応援事業

沼田中学校卒業後20・30・40年で町外在住者5人以上を含む同窓会を町内で開催する場合、経費の一部を助成します。

・20名以上参加…100,000円 ・10名以上参加… 50,000円

## 4 禁煙外来費用助成事業(休止中)

喫煙のリスクを認識し禁煙に取り組む方に助成を行い、疾病の予防・健康意識の向上を図ります。

■沼田厚生クリニックで禁煙外来を受診された方の自己負担分全額を助成

## 5 予防接種事業

右記の予防接種を無料、または安価で受診することができます。

- 小児定期予防接種
- 高齢者定期予防接種
- 小児任意予防接種
- 成人麻疹風疹予防接種
- 高齢者任意肺炎球菌予防接種
- 季節性インフルエンザ任意予防接種
- 風疹抗体検査・予防接種
- 任意帯状疱疹予防接種

※高齢者肺炎球菌予防接種は、国制度に上乗せし沼田町独自に65歳以上で接種歴のない方全員を対象としています。

## 6 トレーニングルーム無料開放

安心センター内のトレーニングルームを無料で利用できます。

# 3 高齢者等への取組み



## 1 在宅介護サービス利用奨励手当支給事業

要介護度3～5の認定を受けた方が、居住サービスを毎月1種類以上利用された場合に助成。

■月額 10,000円

## 2 高齢者等温泉入浴促進事業

満65歳以上の高齢者や障がい者(児)に対し温泉入浴料の一部を助成します。

■ほろしん温泉利用 入浴1回につき 200円助成

■ほろしん温泉利用 宿泊1泊につき 3,000円助成

## 3 高齢者世帯等除雪費助成事業

高齢者世帯等が自宅周辺の除雪を業者等に委託した際の費用の一部助成し、安心して生活していただける環境づくりに努めます。

(除雪範囲 ①玄関前 ②屋根・窓)

■①及び②それぞれ委託額の1/2を助成

(上限額:玄関前 23,000円、屋根・窓 21,000円まで)

※町民税非課税世帯又は町民税均等割のみ課税世帯

「世帯主が70歳以上で同居親族65歳以上の世帯」又は「70歳以上の独居世帯」

「65歳以上の身体障がい者手帳の所持・要介護認定を受けている者がいる世帯」

「世帯全員が65歳以上で病弱で除雪が困難な世帯」

※生活保護受給世帯を除く

## 4 外出支援サービス事業

医療機関への通院のためのハイヤー又は福祉有償移送サービスの利用助成(距離、回数制限なし)

■利用料金の9割を助成(1万円/月限度)

・在宅で生活する概ね65歳以上で要介護1以上の方等(町民税非課税世帯・均等割世帯 ※生活保護受給世帯を除く)

・要介護3以上の認定を受けた方

・身体障がい者1・2級の内、下肢・体幹機能・視覚に障がいのある方で介助を必要とする方

・療育手帳の交付を受けており、障害の程度がA判定の方

## 5 「この町に住んで良かった」住環境整備費助成事業

介護を必要とする高齢者や身体障がい者が暮らしやすいよう住宅の改修工事(バリアフリー等)を行う場合の助成。

■事業費の1/2以内(限度額80万円)

# 4 子育てに関する取組み



## 1 認定こども園保育料無償化

## 2 地域子育て支援センター運営事業

地域の保育情報提供や子育て家庭に対する育児支援を行います。

## 3 子育てサロン事業

地域の親子が気軽にふれあい交流する場の提供と、子育て支援団体の育成を図るため助成を行います。

## 4 子育て世帯冬季暖房経費助成事業

高校生以下の子どもを養育する世帯に対し冬季暖房費の一部を助成します。

■助成額1世帯につき1万円 ※町内でのみ利用可能な「商品券」にて支給

## 5 乳幼児・児童、中学生・高校生医療費無料化事業

## 6 がんばる高校生応援手当

町外の高校等に就学する生徒の保護者に対して交付しています。

■生徒1人につき月額10,000円(申請による)

## 6 高齢者等入院交通費助成事業

入院された高齢者家族が付添う際の交通費の一部助成を行っています。

■【入院期間中】付添人の交通費助成 入院日数÷2×500円

・助成額の上限 同一世帯員1名に対し当該年度内入院日数90日限度

■【入院・退院時】それぞれ5,000円

※世帯主及び同居の親族が65歳以上の世帯員で構成されている世帯

※世帯主が65歳以上の独身世帯(付添人が町内に居住する2等親以内の親族かつ基準日に65歳以上の方である場合)

※世帯主が65歳以上の独身世帯(2等親以内の付添人がいない場合)

## 7 軽度・中等度難聴者(児)補聴器購入費等助成事業

身体障がい者手帳の該当とはならない「軽度・中等度」の難聴の方の補聴器の購入費等の一部を助成します。

対象者:片耳又は両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満の方

交付内容:18歳以上 購入費の1/2以内(3万円限度)

18歳未満 購入及び修理に係る費用又は基準額のいずれか低い額の2/3以内

## 8 難病患者通院交通費助成事業

難病患者の方に町外の専門医療機関への通院に要する交通費の一部を助成します。

■町外への通院に要するJR運賃の実費相当額(上限 年24回)

※難病の患者に対する医療等に関する法律、北海道特定疾患治療研究事業実施要綱、北海道小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱による受給者証の交付を受けている方

## 9 在宅障がい者等施設通所費助成事業

心身障がい者(児)及び精神障がい者が社会復帰するための施設への通所交通費を助成します。

■施設への通所に要するJR運賃の実費相当額

(非課税世帯:全額 その他の世帯:1/2を助成)

※「障がい児」が施設へ通所する場合「全額助成」

心身障がい者(児)及び精神障がい者で、障がい児通所支援施設・指導訓練施設・精神障がい者の社会復帰を目的とした施設などに通所する方

## 10 高齢者交通安全対策助成事業

高齢者の免許返納に関する経済的負担・移動負担の軽減を図り、安心・安全なまちづくりを進めます。

■免許証返納報酬 3,000円相当の地域ポイント

■運転経歴証明書交付手数料助成 1,100円/人

■JR利用助成 上限10回/年×680円(沼田～深川間往復)



## 7 学童保育推進事業

全学年が通年利用可能な学童保育事業

■平日 放課後～18:30

■第3土曜日 8:00～18:30

■長期休業 8:00～18:30

## 8 母子の健康づくり事業

■妊婦一般健康診査等全額公費助成(一部自己負担が発生する場合があります)

→ 一般健康診査、超音波・精密検査・産後健診・生後1か月児健診

■母乳外来等利用支援事業

■妊婦一般健康診査等交通費助成→産後健診・母乳外来等も対象

■不妊治療費助成 ■不育症治療費助成

■乳幼児健診 ■5才児相談会 ■新生児等聴覚検査助成事業

## 9 産婦人科・小児科オンライン相談事業

子育てに関する相談を24時間オンラインで受付しています。

## 10 めまたライフサポート事業

■免許取得費用助成

沼田町で育ち、住み続けてくれるめまたっ子に普通免許取得に係る基本料金の費用を全額助成します。

■小中高校生のいる世帯へ毎年新米60kgをプレゼント

## 11 妊産婦等外出支援事業

妊産婦及び乳幼児同伴の外出の負担・不安を減らし、保護者同士の交流を促すことで安心して子育てしていただく環境の向上を図ります。

■ハイヤーチケット720円(初乗料金)×12枚/年(最高)

## 12 沼田学園推進事業

平成30年度から小・中学校を合わせた「沼田学園」で小・中一貫・連携教育を進めています。

- ・漢字検定料助成 (学園 1～9年生)
- ・英語検定料助成 (学園 7～9年生)
- ・算数数学検定料助成(学園1～9年生)
- ・小学生のNRT標準学力検査(相対評価)の実施
- ・認知能力検査NINOの実施
- ・hyper-QUの実施  
(よりよい学校生活と友だちづくりのためのアンケート)
- ・外国語指導助手の常駐
- ・学習サポート「明日萌」の実施
- ・小学校体力向上事業の実施(コーディネーショントレーニング等)

## 13 子育て交流広場(えがお)運営事業

子育てに関する相談対応や子どもの自由な遊び場、保護者の交流の場を提供。(地域子育て支援センターサテライト施設として同センター事業も開催)

■開館日: 毎週 水・木・金・土曜日 ■利用対象: 就学前の児童とその保護者  
■保育士等: 3名 ■利用料: 無料

## 14 そのほかの施策

■青少年スポーツ文化振興助成

(小学生:ブロック大会以上、中学生:全道大会以上の交通費等一部助成、高校生:全国大会以上に報奨)

## 15 「子育て世代包括支援センター」の設立

母子健康手帳交付や乳幼児世帯の転入をきっかけに、子育て世代包括支援センターが妊婦や家族などと信頼関係を築き、将来にわたって健康的な生活習慣を確立できるような各事業を実施します。

### ① 訪問支援体制の強化

- ・妊婦全員への訪問
- ・乳幼児がいるすべての転入世帯への訪問
- ・保健師の新生児訪問に、深川市立病院助産師が同行し母乳ケア等の実施(訪問型産後ケア)

### ② 「風通しの良い子育て」の推進

親子で自宅に閉じこもらず、子育て支援サービスの利用を促し、親の成長と子どもの多様な経験を推進する。

- ・産後は、母乳外来育児サロン(深川市立病院)
- ・生後1ヵ月以降は、子育て支援センター利用
- ・子育て交流広場「えがお」の利用推進
- ・一時預かり保育(無料)
- ・ファミリーサポートセンター事業(児童の預かり援助)利用負担:500円/h  
(新型コロナウイルスワクチン接種の際は1時間無料)

### ③ 妊娠中から出産、子育てにわたる歯科保健を推進し健康的な生活習慣の確立を図る

- ・妊婦歯科健診費用助成(早期からの取組み)
- ・乳幼児健診等にあわせて保護者の歯科健診も実施  
(1歳6ヶ月・3歳・5歳児相談会)
- ・乳幼児歯科健診フッ素塗布事業(2回分の受診券を交付します。)

## 16 沼田町出産祝金事業

■出生児1人当たり 10万円

# 5 就農に関する取組み



## 1 めまたアグリファームによる就農支援

新規就農希望者の研修から就農までを一貫支援します。

■農業新規参入推進事業(研修手当の支給等) ■農業研修生受入事業(農業研修の受入)

※詳しくは町ホームページでご確認ください。

# 6 仕事に関する取組み



## 1 介護人材バンク事業

介護職員初任者(旧ホームヘルパー2級)研修の資格取得費用を助成します。

■研修受講費及び教材費(一人当たり10万円限度)

- ・町内に住所を有し、町内介護施設に将来にわたり就職を希望される方
- ・家族介護に必要な知識を身に付けたい方
- ・町内介護関連施設等で働いている方 等

・令和5年3月31日までに資格を取得後、沼田町介護人材バンクに登録いただける方

## 2 事業継続・魅力向上めまた活性化支援事業

魅力ある住みやすいまちづくりを促進するため、店舗の新築、または空き店舗等を活用した新たな商業活動、起業化や商品開発等への取り組み、事業承継等の事業を継続するための取り組み、まちおこし事業や自主的・継続的なまちづくりに取り組もうとする者等へ対して費用の一部を助成します。※詳しくは別紙をご確認ください。

## 3 子育て世帯町外通勤者支援事業

町内居住で町外企業に勤務している世帯主等で、中学生以下の子どもを養育する方に対し通勤費用の一部を助成します。

通勤距離により 年額 18,000円～72,000円  
(例:深川市→36,000円 旭川市→60,000円)

※地域ポイントにて支給

## 4 しごと・未来応援プロジェクト

■無料職業紹介所「めまわーくサポートデスク」

「沼田町で働きたい人」と「働き手が必要な町内業者」の縁結びを行います。  
所在地:沼田町南1条3丁目6番53号(沼田町役場産業創出課内)  
受付時間:平日8:45～17:15

## 5 介護従事者就業支援助成事業

介護従事者不足の深刻さを受け、町内の介護施設に新たに就職される方に助成を行い、介護環境の向上を図ります。

■就業支度金 50,000円(就業時1回限り)  
■就業支援金 総額300,000円(有資格者)  
(無資格者は100,000円～)  
※1年間就業ごとに5年間助成(R3～R11年度まで交付)  
■住宅準備支援金 100,000円(転入者1回限り)

## 6 保育士就業支援助成事業

保育士不足の深刻さを受け、町内の保育施設に新たに就職される方に助成を行い、保育環境の向上を図ります。

■就業支度金 50,000円(就業時1回限り)  
■就業支援金 総額300,000円(1年間就業ごとに5年間助成)  
(R3～R11年度まで交付)  
■住宅準備支援金 100,000円(転入者1回限り)

# 事業継続・魅力向上めまた活性化支援事業

## 店舗取得等支援事業

		中心市街地	その他の地域
店舗の新築・開業	町内に33㎡以上の店舗を新築し、その場所で3年以上開業する場合	建設費用の1/2 限度額 200万円	建設費用の1/2 限度額 100万円
中古物件購入・開業	町内の空き店舗等を購入して店舗を開業、その場所で3年以上開業する場合	購入、改造費等の1/2 限度額 100万円	購入、改造費等の1/2 限度額 50万円
賃貸物件での店舗開設	町内の中古物件を借り上げて自らが改造し店舗を開業、その場所で3年以上開業する場合	改造、備品購入費用の1/2 限度額 50万円	改造、備品購入費用の1/2 限度額 25万円
	町内の中古物件を借り上げて、その場所で開業する場合	賃借料の1/2 限度額 月額3万円(最大36ヶ月)	

各種商品小売業・織物・衣服・身の回り小売業・飲食品小売業・自動車・自転車小売業・家具・じゅう器・家庭用・機械器具小売業・その他の小売業、一般飲食店・洗濯・理容・浴場業・その他の生活関連サービス業・その他町長が特に認めた業種店舗（性風俗関連特殊営業及び貸金業を営もうとする個人及び法人を除く）

## 産業活性化・創出支援事業

### 1 商品等開発支援

新商品や新技術の開発を行おうとする者に対し、経費の一部を補助する。

- ①原材料費及び副資材購入費 ②機械装置・工具器具の購入又は借用費用  
③外注加工品 ④技術指導の受入れに要する費用 ⑤工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)の導入費

総事業費の2/3(限度額100万円)

※地域産物を活用、地元金融機関から融資を受けて事業化に取り組む場合融資額を除いた事業費の9/10以内(限度額500万円)

### 2 新規事業構築支援

商工業者が経営の安定化を目指して新規事業に取組もうとする際に要する経費の一部を補助する。総事業費の2/3(限度額100万円)

- ①原材料費及び副資材購入費 ②備品購入費 ③試作、改良費用等 ④研究開発等における講師派遣又は研修費用等 ⑤広告宣伝費 ⑥設備費

### 3 創業支援

事業を営んでいない者等が申請の日から1年以内に法人を立ち上げる際に要する経費の一部を補助する。

- ①法人登記費用等 ②店舗等改装費用 ③設備費 ④開業に伴う広告宣伝費 ⑤備品購入費 総事業費の9/10(限度額100万円)

### 4 地域資源活用事業支援

地元金融機関から融資を受けて、地域の資源を活用した事業に取り組む者に対し初期投資の一部を補助する。

- ①備品購入費 ②機械購入費 ③改修費用 総事業費の9/10(限度額500万円)

## 新製品PR支援事業

### 1 商品の表示ラベル等作成支援

食品表示法の改正に伴う表示ラベルの作成、商品パッケージの改良及び新商品用パッケージ等作成に係る経費の一部を補助する。

- ①版代・デザイン代 ②試作費用 ③ラベル等作成費用 事業費の2/3(限度額50万円)

### 2 販路開拓支援

新製品の販路開拓を行おうとする者に対し、要する経費の一部を補助する。

- ①広告宣伝費 ②ホームページの開設費用等 ③市場調査に要する経費 総事業費の2/3(限度額50万円)

## 事業継続・承継支援事業

### 1 事業継続支援

5年以上町内で事業を営んでいる商工業者(会社又は個人事業主で商工会会員)が、事業を親族などに継承した場合に、継承者が継承1年以内に店舗・事務所などを町内業者で改修・改造した場合、費用の1/2(限度額100万円)を補助

### 2 事業承継支援

①5年以上町内で事業を営んでいる商工業者(会社又は個人事業主で商工会会員)が、当該事業を親族者(配偶者を除く)又は第三者(従業員等)に継承した場合に、継承した者(後継者)に対し、奨励金を交付する。(50万円)

②町内で事業を営んでいる商工業者(会社又は個人事業主で商工会会員)のもとで、1年以上継続して勤務した者が、当該事業を継承した場合、事業を受け渡した者(前経営者)及び継承した者(後継者)に対し、奨励金を交付する。(前経営者10万円、後継者50万円)

## わがまち沼田を担う人材育成事業・沼田力活性化支援事業

### 1 資格取得支援

普通自動車免許を除き、従業員が自社業務に必要な役割を遂行するために不可欠である資格を取得した場合、受験料等の経費の一部を助成する。なお、補助は企業を対象とし、企業が従業員資格取得に係る費用を支出している場合に限り。

- ①受験料 ②教習料金 ③交通費(公共交通機関を使用する場合) 補助額対象経費総額の1/2(限度額10万円)

### 2 商店街盛り上げ支援

①町外の方が、市街地域の空店舗等でチャレンジショップなどに1ヵ月以上取り組むために発生する店舗賃借料の一部を補助する。

→賃借料の1/3 概ね週5日営業 限度額 月額2万円(最大3ヵ月)

②町内の方が、市街地域の空店舗等でチャレンジショップなどに取り組むために発生する店舗賃借料の一部を補助する。

→短期(1ヵ月未満) 賃借料の1/3 限度額 月額2万円

→長期(1ヵ月以上) 賃借料の1/2 概ね週5日営業 限度額 月額3万円(最大6ヵ月)

①・②とも商店街の活性化や地域に貢献するものであること。

### 3 人材確保活動支援

人材確保のために、企業説明会等に参加する際の参加に係る費用の一部を補助する。

- ①出展料 ②交通費(公共交通機関を使用する場合) 補助額対象経費総額の9/10(限度額10万円)

詳しくは  
沼田町役場産業創出課  
(0164-35-2155)  
までお問合せください。